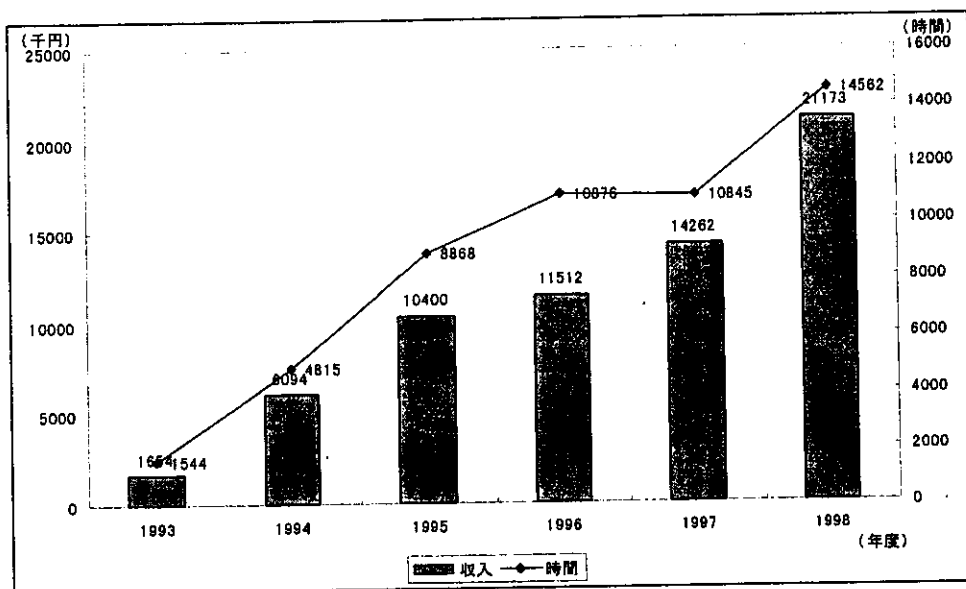


図表 17 「たすけあい泉」の収入と活動時間の推移（小数点以下は四捨五入）



実際に活動実績について見てみると、設立年度においては、年間 1,543.5 時間であったものが、1998 年度においては 1 万 4,561.5 時間と、およそ 10 倍の増加となっている。収入の推移について見てみると、設立年度は 165 万 3,852 円であったものが、1998 年度においては 2,021 万 5,968 円とやはり急増している（図表 17）。

会員数は、設立年度においてはステーション会員 54 人、宇宙会員 46 人であったものが、1998 年度末においてはステーション会員 190 人、宇宙会員 258 人と大幅に増加している。1998 年度における利用者の詳細を見ると、65 歳以上の病人の家事・介助が 58% ともっとも多く、次いで一般障害者の家事・介助（13%）、一般病人の家事・介助（11%）、65 歳以上一人暮らし者の家事・介助（6%）と続いており、全体に占める割合からすれば高齢者の利用がもっとも多いものの、高齢者以外の利用も多くなっていることがわかる。

②たすけあい泉の特徴

「たすけあい泉」は、その事業規模の大きさや活動の多様さからも、横浜市内において有名な組織のひとつであるといっている。しかし、その経緯は、初めは数名からなる主婦の集まりが結果として大きな組織となったという点で他の組織と大きく変わるころはない。ここでは、会員がどのように組織に参加するようになるかについて、その経緯と特徴

をみることにする。

「たすけあい泉」の会員は、そのほとんどが地域住民（横浜市泉区に在住）となっているが、その活動会員の多くは、いわゆる口コミや日頃の関係から参加するパターンが多い。友人からの口コミのケースとしては、「Mさんに、I団地の方のケアを手伝ってほしいと頼まれたのが入るきっかけです」という活動会員が少なくないように、実際に活動に入っている地域（人）に人手が足りない際に、その地域の知り合いや友人をいわば巻き込むんでいく場合が少なくないという。

活動会員は、基本的にその本人が居住する地域で活動するが多いが、必ずしもケアの必要となる利用会員の居住地域と合致する訳ではない。また、活動会員もすべての人がフルタイムで活動を行える状況でもない。したがって、ケアの必要な場所／時間に、十分に人手が足りないことも起こり得る訳だが、だからといってその活動を中止する訳にもいかない。このような場合、その地域に居住している友人に「手伝ってほしい」と参加を呼びかけることがあるという。特に経験のない人を、このようなかたちで巻き込むことの賛否はあるかもしれないが、こうした口コミによる参加にはいくつかのメリットも考えられる。とりわけ重要なのは、まったく見知らぬ人に声をかけるのではなく、既にその人をよく知っていて、十分活動を任せられると考えられる人に声をかけられるという点である。

通常、組織が人を雇用する場合、求人の広告を出し、応募のあった人に対し詳細な審査（試験や面接など）を行うだろう。こうしたプロセスに気を配るのは、組織がその人に対する情報を十分に持ち得ないため、仮にどのような人かを十分よく知っていれば（そして、その組織にふさわしいと考えられれば）上記のようなプロセスの多くは省略することができる。また、採用のプロセスは、どんなに詳細にやっても短期間であることが多く、その採用に対する判断にはリスクがつきまとうことになる。一方、「たすけあい泉」では、参加するのは地域の住民であるから、組織の関係者でなくともその人がどのような人であるかについては自ずと情報が入手できる状況にある。とりわけ、地域コミュニティでの関係など、既に長いつき合いをしている関係であればなおさらであるといえよう。

実際、「たすけあい泉」では「特に会社のような採用活動はしておらず、人づてで紹介されて増えていく」ことが多いという。既によく知っている会員の紹介であるから、その紹介された人（その人は既に紹介した会員がよく知っている訳であるから）に対しても、改めて一から情報を収集し判断をするというコストとリスクが軽減されている。

一方、日頃の関係から会員となる場合も少なくない。もっとも多いのは、自分（あるいは

はその家族)が利用会員として利用しており、その関わりを通して活動会員に加わるというものである。特に、「家族(とりわけ自分の親)の介護をたすけあい泉が行っている」という関わりを通して参加に転じることは珍しくないという。たとえば、「たすけあい泉」に75歳の父の介護を見てもらっていた人によれば、「亡くなるまでの六年間、本当に大変でした。その間、デイサービス、ショートステイ、ヘルパーさんと様々な方面の方々に大変お世話になりました」とした上で、「ご恩返しの意味もあり、こうしてステーションの会員の一人にさせていただきました」と、参加のきっかけの理由を述べている。

このような関わり方は、親の介護を通じて、その組織や活動の内容を消費者の視点から十分に知っている上での参加という意味で、双方にとって納得的なものだといえるだろう。組織が人を雇用する場合に、その人に対する情報が欠如しているのと同じように、組織に加わりたい人が、その組織の情報を十分に得ているとは考えにくい。また、消費者の視点で感じていたことを、そのまま活動に反映することができるという点でも、消費者が活動する側になることの意味は少なくない。

このように、「たすけあい泉」においては、組織への参加のきっかけや経緯が企業組織のそれとは大きく異なることが特徴だといえる。これまでの長い関係を前提に、お互い(参加者と組織)が納得した形で参加するこうした方法は、少なくとも、相互の情報に対する障壁を低くするという点で効果的である。また、消費者や友人という関係から組織の情報を入手できるということは、部外者にとって組織内の情報が開かれているということの意味するだろう。

7. NPOにおける相互信頼のメカニズム

在宅介護サービスNPOの特徴

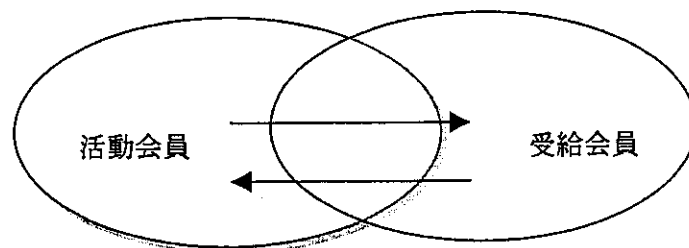
①情報組織としてのNPO

前章で見てきた在宅介護サービスNPOの大きな特徴を約言すれば、それぞれの組織がその内外や地域の情報を自由に入出力するしくみがあり、そのしくみが組織の運営に有効に働いているという点である。「たすけあいあさひ」においては、利用者の家屋を事務所として使用するという組織外の資源を有効に使った例だが、これは結局、その利用者がこれまでの関係から組織内の情報を知り得たことにより、組織に対する信頼が醸成されていたからに他ならない。「たすけあい泉」においては、地域コミュニティを前提に、そこに

関わることで知り得る情報をもとに新しい会員を獲得した。これも地域情報の有効な活用法だといえる。また、いずれの組織においても、それが設立される際や NPO 法人化される際に、情報を共有したり他の組織の情報を入手することでそれらを実現してきた。組織の内外だけでなく、組織間での情報の獲得に関しても、その障壁は極めて低いといえるだろう。

消費者側から見れば組織の情報を、組織側から見れば地域や消費者の情報を、また組織間においてはそれぞれの組織の内情を労することなく知り得るといふこの特徴は、何故そのようなことが可能であるのかという疑問を生むだろう。この点について、今回の調査対象のひとつである「グループたすけあい」の清水氏は、「会員は地域に点在していますから、会員同士の場合、結局プライバシーっていうのは近所の方がよく知っているんです」と、地域に会員が点在しているメリットを強調する。すなわち、活動する人が同時に地域の住民であるために、あえて調べなくとも自ずとわかることだといふのである。「別に、がむしゃらに電話をかけまくって調べているとかそういうことじゃなくて、必要に応じて情報を交換し合ってるだけなんです」と清水氏はいうが、このことは活動者が地域情報を既に持っている人間、すなわち地域住民であるということを端的に示している。そして、ここでいう地域住民とは、結局のところ（顕在・潜在に関わらず）利用者を意味しているのであり、その意味で、供給者が同時に利用者であるという構図を導くことができる。すなわち、利用者や地域の情報を知ろうとしているのではなく、自らが地域住民、利用者であるために、こうした情報は特別な努力を要しなくとも自ずと知り得るものなのである。もちろん、このことは、利用者が供給者の情報を知り得ることもまた容易だということの意味している。図表 18 はこうしたしくみを図示したものであるが、ここでの重要なポイントは利用者と供給者が相互に互換的だといふ点である。

図表 18 NPO における利用者と供給者の相互互換性



注：筆者作成

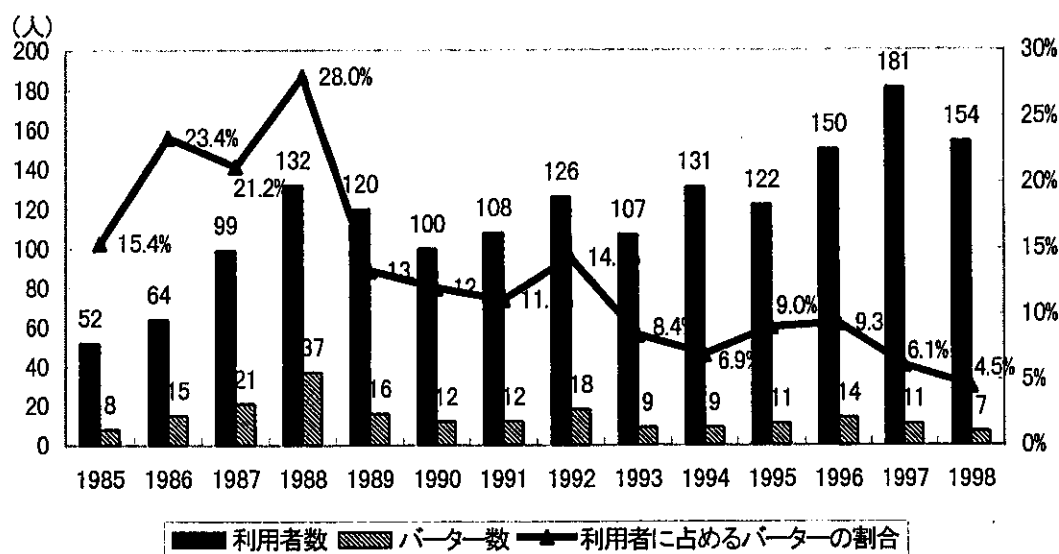
②NPO における相互性の実際

利用者と供給者が相互の互換的であるということは、実際に利用者が供給者に、供給者が利用者になり得るということを示している。これらの組織（多くの在宅介護サービス NPO と言い換えてもいいだろう）においても、利用者と供給者に関わらず会員制度をとっているが、基本的に利用会員と活動会員の相互移動に制限はなく、実際に相互を行き来する事例もあるという。また、実際のサービスにあたっては、1 時間あたりのチケット（その組織でのみ通用する地域通貨と考えてよい）の授受がなされる^{xvi}。供給者は、活動した時間分のチケットを受け取ることになり、通例では、これらを 1 月に 1 回決められた率で換金されることでその人の収入となる。興味深いのは、この場合、チケットを換金せずに、自分がサービスを受けたいときに利用することもできるという点である。チケットを介することによって、制度的に利用者と供給者の相互性を確保しているのである。

では、実際にこうした相互互換の層はどれくらいになっているのだろうか。唯一この層の時系列的な把握を行っていた「グループたすけあい」の場合について見てみたものが図表 19 である。これによると、1985 年度（初年度）における利用者数に占める相互互換者（「グループたすけあい」では、これをパートナーと呼んでいる）の割合が 15.4%であることがわかる。以降、1988 年の 28.0%をピークに、10%前後の層が存在していることがわかるだろう。この割合は近年減少傾向にあり、この傾向が信頼の時系列的な変化にどのような影響を及ぼすかという点は（情報の不確実性との関係から）別の重要な問題を提起するが、ここでは、その大小ではなく、そうした層がある割合で存在していること自体に注目したい。

このように、実際の利用者の実態を見てみると、各年度において一定の割合の相互互換層が存在していることがわかる。とりわけ、1989 年以降の 10 年間ににおいては、概ね 10%前後の層が存在している。この点については、たすけあいゆいの代表である浜田静江氏がやはり 1 割程度の存在を認めており、たすけあいあさひの鈴木氏も「1 割より少し少ない程度」と述べている。鈴木氏によれば、「便宜上、担い手会員と利用会員に分かれていますけど、今までに、利用会員として登録していたけど、（中略）担い手会員に登録し直している人もいます」とし、今回の調査対象である他の組織においても、やはり同様の実態を指摘する声が多かった。

図表 19 グループたすけあいにおける相互互換の割合



また、利用者の1割という相互性は、各個人のみ注目したものだけを示しているが、その単位を家族まで拡大した間接的な場合まで含めるとさらに大きな層が存在することが推察される。例えば、供給者が利用者宅にホームヘルプサービスを行っている時間帯に、その供給者宅の家族のホームヘルプサービスを他の会員が行うという場合が典型で、実際、「お母様を（自分の家に呼ばれて）ケアをするのに、うちのメンバーが入って、その（メンバーを家に呼んだ）自分は（別の所で）働いている場合も珍しくない」と、たすけあいあさひの小山氏は述べている。

以上のように、必ずしも理念としてではなく、供給側も利用側も等しく会員となる制度と、利用がチケットの授受によってなされるというチケット制という2つのしくみに下支えされ、実際に利用者と活動者が常に一定の割合で重なっているという相互互換の実態をこれらの組織に見ることができる。

相互信頼のメカニズム ～コモンズ型組織の提唱～

①NPOの相互性とコモンズ

上述したように、在宅介護サービスNPOにおいて相互互換の関係（相互的な関係）が

見られるという点を、本稿では「NPOの相互的特性 (reciprocity)」または、単に「NPOの相互性」と言うことにする。このNPOの相互的特性は、NPOの会員制度と地域通貨的なチケット制というしくみに下支えされているが、重要なのはそのしくみの上で、上述のような相互性を示す具体的な層が存在しているということである。こうした層の存在は、次のことを保証するだろう。すなわち、こうした利用者と供給者の相互性は、それぞれの立場への情報の障壁を軽減し、結果として情報の相互性を保証するものである。また、この関係が逆の場合、すなわち利用者が供給者になり得ることが可能であるということは、同時に供給者が利用者の情報（利用者や地域に関わる情報）を持ち得ることを意味している。つまり、こうした相互性の層の存在は、相互の情報の共有が行われていることの証と考えられる。ここで重要なのは、実際に情報を持っているということ以上に、そうした情報に自由にアクセスできるという潜在的な可能性があるという点である。

このように、これらのNPOには組織のしくみに下支えされた相互的特性が見られ、その特性は実際に相互互換の層を保証することで、「情報の共有地」を形成していると考えられる。逆にいえば、この情報の共有地があるかないかが、NPOの相互的特性を発揮しているか否かの極めて象徴的な証となるだろう。ここでは、こうした情報の共有地を「情報のコモンズ」または、単に「コモンズ」と呼ぶことにする^{xvii}。すなわち、コモンズを持っているかどうか、NPOが相互性を有しているかどうかを峻別する重要な指標となるのである。では、こうした特性はNPOの信頼形成にとってどのような意味を持つのだろうか。

本稿冒頭に述べたように、信頼は情報の不確実性がある状況下において必要とされる。介護サービスのようなヒューマンサービスは、他の財・サービスと異なり、その財・サービスの品質や成果について評価を下すことが困難であり、かつその影響が場合によっては生死やその人の将来にまで影響を及ぼすという意味で、信頼がもっとも必要とされる財・サービスのひとつである。信頼が必要となるのは、情報の不確実状況の場合であるから、究極的に信頼を確立するためには、この情報の不確実状況を解消するプロセスが必要であると考えられる。しかし、一般に、情報の開示はそれを行うための誘因が働かず、とりわけ営利企業における内部情報の開示は（隠すための誘因は働いても）進まない。

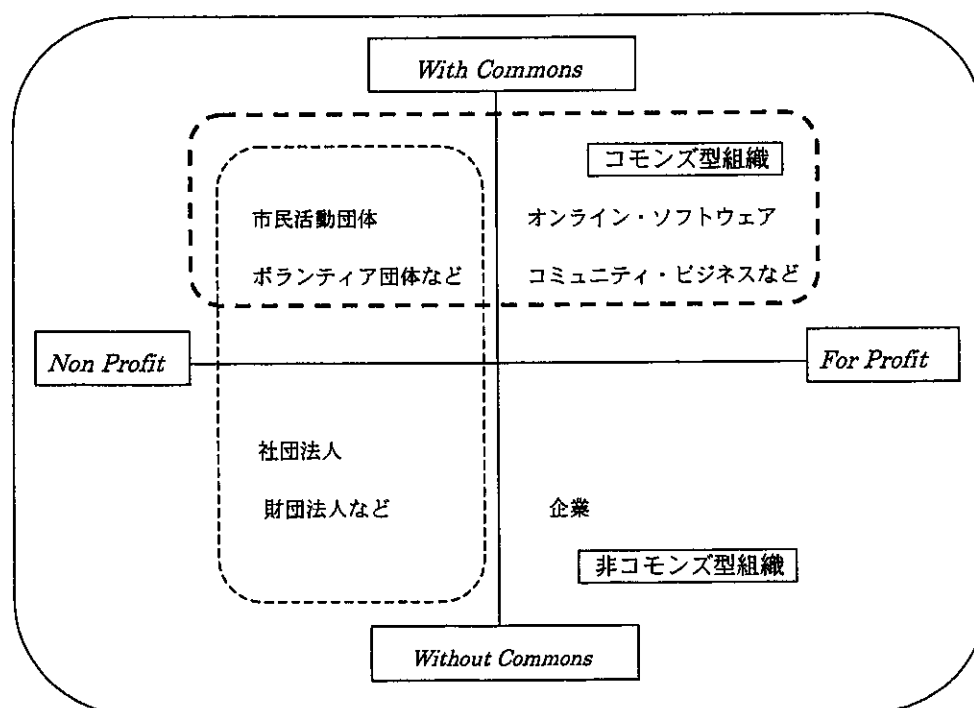
一方、先に詳述したNPOの場合には、そこに利用者と供給者の相互性が認められ、情報のコモンズの形成がなされていた。すなわち、こうしたコモンズの存在は、情報を開示するという誘因が働くかどうか以前の問題として、情報を共有するしくみ、すなわち情報

の不確実性を解消するしくみとして機能していると考えられるだろう。コモンズにおける情報の共有プロセスは、そのまま情報の不確実性の解消プロセスを意味する。情報の不確実性を解消するプロセスは、同時に信頼の形成プロセスを意味するから、こうした情報の共有プロセスは、信頼の形成プロセスとして機能しているということと、ほぼ同義であると考えてよい。

②コモンズ型組織としてのNPO

このように考えて行くと、NPOの信頼は、従来考えられてきたような非営利分配制約があるかどうかではなく、情報のコモンズを有しているかどうかで判断できることになるだろう。すなわち、従来非営利分配制約の有無によってのみ信頼の根拠を示してきた組織類型は、コモンズの有無というもうひとつの分類軸によって修正されなければならない。

図表 20 コモンズ型組織の分類



注：筆者作成

こうした考えを図示したものが図表 20 である。まず、横軸に非営利分配があるかどうか（非営利組織＝non-profit か、営利組織＝for-profit か）という従来の考え方の軸を設定すると、営利組織と、広義の NPO と狭義の NPO を含む NPO 全体が分かれることになるだろう。この軸に加えて、上記根拠からコモンズの有無という分類軸（縦軸）を設定すると、同じ NPO においても、コモンズの有無によって 2 つに分類されることになる。ここでは、便宜上、コモンズを有する組織として狭義の NPO を、コモンズを有しない組織として広義の NPO を図示してあるが、いずれの場合であっても、コモンズを有しているかどうか分類上の基準となる。したがって、たとえ狭義の NPO であっても、コモンズの形成が認められなければ図表上の広義の NPO と同一の位置に分類され、広義の NPO であっても、コモンズの存在が認められれば図表上の狭義の NPO と同一の位置に分類されることになる。非営利分配制約の有無によって分類された組織を、非営利組織と営利組織というのであれば、コモンズの有無によって分類された組織を、本稿では「コモンズ型組織」と呼ぶことにする。したがって、図表上の狭義の NPO は「コモンズ型組織」であり、広義の NPO は非コモンズ型組織であると考えることができる。

③NPO とネットワーク・コミュニティの相同性

一方、コモンズの有無という新たな分類軸を設定した図表 7 から派生的にわかることは、営利企業においてもコモンズの有無が考えられ得るということである。例えば、コンピュータ・ネットワーク上で展開されているオンライン・ソフトウェア、とりわけ利用にあたってその対価が必要となるシェアウェアや、同じくオンライン上で開発されてきた OS（オペレーティング・システム＝基本ソフト）である Linux などがその典型であろう。シェアウェアにおいては、その開発において様々な資源を利用者に依存してきた。Linux においては、ソースコード（ソフトウェアの設計図）を公開し、誰もがソースコードを見ることができ、開発のプロセスに参加することができる。オンライン・ソフトウェアは、近年ますますその存在感を強めてきたが、これらのソフトが利用者に受け入れられてきたのは、必ずしもその製品の良さだけではなく、こうしたコモンズの存在によって供給者と利用者の隔てなく信頼を醸成してきたからだと考えることができる。また、オンライン・ソフトウェアに限らず、一部のオンライン・ショッピングのサイト、フリーマーケットやオークション（とりわけオンライン上のそれら）、近年注目を集めているコミュニティ・

ビジネスなども、やはり利用者と供給者の相互互換的な特徴が見られ、こうしたコモンズの形成がその成功の鍵となっていると考えることもできる。すなわち、非営利分配制約があるかどうか（営利化非営利か）ではなく、コモンズがあるかどうかこそが、信頼を醸成するために極めて重要な視点だと考えられるのである。

結語：相互信頼メカニズムの可能

本稿では、ヒューマンサービスにおける信頼の必要性を踏まえ、その担い手としての NPO の可能性について信頼という観点から考えてきた。従来、NPO の信頼性は、その非営利分配制約を根拠に、営利企業に比べ機会主義的行動の可能性が相対的に低いという点から説明されてきた。しかし、こうした仮説は極めて限定的な場合にしか当てはまらず、むしろ重要なのは NPO が情報の共有地（＝コモンズ）を有するかどうかであるというのが本稿の結論である。また、こうした視点は、従来の非営利分配制約の有無という軸とは別に、コモンズの有無による組織類型を導くことにより、NPO とネットワーク・コミュニティ、コミュニティ・ビジネスなどとの相同性が明確になるという点で有益であると考えられる。では、最後にそうした信頼メカニズムがこれまでのメカニズムとどのように異なるのかについて考えてみよう。

繰り返すように、信頼が必要とされるのは情報の不確実性が存在する状況下においてである。信頼を得るには、究極的にはこの情報の不確実性を解消する必要があるが、組織は情報を開示するインセンティブがない。これが、従来の情報と信頼に関するジレンマであった。しかし、こうしたジレンマの解消方法としては、いくつかの方法が考えられる。ひとつは、第三者機関などを設置して、その組織の機会主義的行動を監視する方法であり、もうひとつは、情報の不確実性を止む無きものとし、それを他の方法で担保するという方法である。

第三者機関の設置については、業界団体や第三セクター、あるいはオンブズマンのような形態が考えられる。これらは、外部から「中立的に」不正があるかどうかについて評価を下すという方法をとるが、この方法には大きく 3 つの問題があると考えられる。ひとつは、中立的な判断がどれだけなされ得るかという点である。多くの業界団体の場合、構成する成員は、その業界の特定の組織や立場に属する場合が多い。そうした立場を踏まえるあまり、中立的な判断は容易には行えないという可能性があり、この場合「第三者」の存在自体が疑わしくなる。次に、外部から組織内部の情報を入手できるのかという問題が

ある。供給主体は情報を開示する誘因は持ち得ないから、情報の提供を求めても、従わないか、虚偽の報告がなされる可能性は否めないだろう。そして最後に、第三者機関がある組織に対する信頼を付与しようとしても、結局のところ、この第三者機関そのものの信頼を形成するしくみは持たないという問題がある。いくら信頼を付与する機関を作っても、その機関の信頼を形成することができなければ、その組織は形骸化していく以外に道はないだろう。つまるところ、第三者機関の設置という解決策は、往々にして「信頼問題の先送り」にしかならない場合が少なくない。

信頼に関するジレンマのもうひとつの解決策として、情報の不確実性を別の方法で担保するという方法が考えられ、このやり方は私たちが日常的に行っているやり方でもある。情報の不確実性は認めた上で、それを解消不可能なもの（あるいは解消するためには多大なコストがかかるもの）と考えると、次に問題となるのは、ではその情報の不確実性からくるリスクをどのように回避すればいいかということになる。通常、私たちは、こうしたリスクがある際に、「大企業がやっていることだから」「行政がやっていることだから」ということで納得する場合が多い。すなわち、情報の不確実性から来るリスクを、大企業（「大企業は虚偽を働かないだろう」）という経済的規模（＝貨幣）や、行政（「行政は市民のために最大限の努力をするだろう」）という権力機構（＝権力）というメディアの存在によってリスクが担保されるという考えである。この方法は、ある組織に備わった抽象的な属性がその組織に対する信頼を促すという意味で、実は先の第三者機関と同じような問題を抱えることになる。すなわち、貨幣や権力によって担保される組織がどれだけ信頼に値するものなのかについては、実は誰も保証できないという問題である。新聞報道で取り沙汰される行政の汚職や大企業の倒産などを引き合いに出すまでもなく、実はこれまで慣例的に信じられてきた事柄に対する信頼が、実は何の根拠も持たない場合が少なくないことは明らかだろう。

第三者機関にせよ、貨幣や権力などのメディアにせよ、信頼を外在的に確保しようとする方法を一方的信頼メカニズムと呼ぶのだとすれば、コモンズ型の信頼メカニズムは、相互に情報を出し合うことで信頼を確保するという意味で相互信頼と呼ぶことができるだろう。このコモンズ型の相互信頼が重要だと考えられるのは、前述したように従来型の一方的信頼のメカニズムが必ずしも万全ではないという可能性が見えてきたからに他ならない。その一方で、ネットワーク・コミュニティやコミュニティ・ビジネスなど、従来とは異なる形で消費者の支持を集めている事例が注目されている。NPOに見られる相互信頼のメ

カニズムは、単にそのメカニズムを NPO が有しているというだけではなく、それが NPO を超えて有効性を発揮し得るという点まで考えると、次代の与信システムのプロトタイプとしての可能性が見えてくるのではないだろうか。

ⁱ 例えば、社会保障制度が想定している標準的なコースを取ることが一番得で、それ以外のコースを取ると、負担に比べて給付が減るようなことである。

ⁱⁱ この他に、遺族年金を巡っての問題もある。夫の死後も、被扶養されていた妻には遺族年金が保障されているが、遺族年金も基礎年金と厚生年金の2階建てになっており、18歳未満の子がない場合も、夫の老齢厚生年金の4分の3が支給される。1994年の年金改正までは、働いて保険料を納めてきた妻は、夫の死後は夫の老齢厚生年金の4分の3を遺族厚生年金として受け取るか、自らの老齢基礎年金を受け取るかを選択しなくてはならなかった。一般的に女性の収入の方が男性の収入より低いケースが多く、その分、年金額も低くなる。そのため、自分の年金額が夫の4分の3より低い妻は、夫の年金を選ぶ方が得になり、自分の保険受け取りを放棄するため保険料が掛け捨てになるという問題があった。1994年の改正で妻の老齢厚生年金の2分の1と夫の遺族厚生年金の3分の2を合わせて受給できるという選択肢も広げられたが、これまで同様、妻の年金額が夫の年金額の2分の1以下の場合、これまでと同じく掛け捨てになる。

ⁱⁱⁱ ダグラス・有沢の法則とは、夫の所得と妻の就業は負の相関関係にあるとしたもの。本文中にも述べたように、日本では夫の所得が低いほど妻の就業率が上がり、夫の所得が高くなると専業主婦の妻が多くなる関係が、有沢氏によって確認された。

^{iv} 配偶者控除は38万円であるが、夫の所得が1000万円以下である場合、さらには配偶者特別控除の38万円が控除額に加算される。

^v 労働省の「パートタイム労働者総合実態調査報告書」(1995年)によると、「年収が非課税限度枠を超えそうな場合どうするか」という質問に対して、「年収が非課税限度枠を超えても関係無く働く」が26.5%、「最初から非課税限度枠を超えないように計画的に働く」が23.9%、「非課税限度枠を超えそうになったら調整する」というのが14.7%と、後者の2つをあわせた「就労調整を行う」は38.6%となっている。

^{vi} このような事態に対して、2つの考え方が出されている。一つにはパートの主婦などを大量に雇用する小売業などでは、年末の忙しい時期に主婦が103万円を超えないように就労調整するのは、業務に支障が出るとして、もっとパートが働けるように非

課税限度枠を大幅に引き上げるべきだという意見である。これに対して、もう一方の意見は、先のような非課税限度枠の引き上げは同じ問題を別の上限で引き起こすだけであり、少子高齢化が進展する中で、納税者ベースや社会保険負担者を増加させなければならない社会的な課題に逆行しているとしている。つまり、非課税限度枠の引き上げは、さらに税や社会保障を負担しない人や、社会保障の権利をもたない人を増加させるだけだとしている。むしろ、パート労働者なども少しでも雇用所得があれば、社会保険の加入や納税を義務化し、代わりに様々な権利を付与すべきだと論じている。

vii 1997年時点のオランダでは就業者全体に占めるパートタイム労働者比率は、男性では17%、女性全体では67.9%となっている。

viii だが、人々の価値観はゆっくりとしか変わらない。例えば山田昌弘は、低経済成長期に入り、一人の稼ぎで裕福な生活を約束できる男性が減っているにもかかわらず、人々がその現実を理解できず、「男は仕事・女は家庭」という専業主婦志向に執着しているために、そういう相手をみつけるまではということで、人々の晩婚化・未婚化が進んでいると論じている。

(参考文献)

Esping-Andersen, Gosta (1990) *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Princeton University Press
阿藤誠「先進諸国の出生率の動向と家族政策」阿藤誠編『先進諸国の人口問題』1996、11-48ページ

加藤寛・丸尾直美編著、ライフデザイン研究所監修『福祉ミックス社会への挑戦』中央経済社、1998年。

経済企画庁『平成9年度 国民生活白書：働く女性—新しい社会システムを求めて』1997、大蔵省印刷局

厚生省『平成10年度 厚生白書：少子社会を考える』1998、ぎょうせい

小池和男『仕事の経済学第2版』1999、東洋経済新報社

人口問題審議会『人口減少社会、未来への責任と選択』1998、ぎょうせい

広井良典、『日本の社会保障』1999、岩波書店

Boling, Patricia (1998) "Family Policy in Japan," *Journal of Social Policy*.

Brinton, Mary (1993) *Women and the Economic Miracle: Gender and Work in Postwar Japan*, University of California Press

-
- Esping-Andersen, Gosta (1997) "Welfare States at the end of The Century", *Family, Market and Community*, OECD Social Policy Studies, No. 21 OECD
- Esping-Andersen, Gosta (1999) *Social Foundation of Postindustrial Economics*, Oxford University Press
- Estevez-Abe, M. Maeda, M. (1999) "Political Economy of Female Labor Participation : Comparing Japan and Germany" a paper prepared for American Political Science Association at Atlanta
- European Commission (1997) *Modernising and Improving Social Protection in the European Union*
- Gauthier, A. (1996) *The State and The Family*, Oxford University Press
- Lewis, J. (1992) "Gender and Welfare Regimes" *Journal of European Social Policy*
- Lewis, J. (1993) "Women, work, family and social policies in Europe" in Lewis, J. ed. *Women and Social Policies in Europe*, Edward Elgar
- O'Connor, J. Orloff, A. and Shaver, S. (1999) *States, Markets, Families*, Cambridge University Press
- OECD (1981) *The Welfare States in Crisis*
- OECD (1988) "Women's activity, employment and earnings: A review of recent developments," in *Economic Outlook* (Paris: OECD). OECD (1990) *Employment Outlook* (Paris: OECD)
- Pierson, C. (1991) *Beyond The Welfare State?* Policy Press
- Siaroff, A. (1994) "Work Welfare and Gender Equality : A New Typology" In Sainsbury, D. *Gendering Welfare States*, Sage
- Sainsbury, Diane ed. (1994) *Gendering Welfare States* (London: Sage Publication)
- Saraceto, C. (1997) *Family Change, Family Policies and the Restructuring of Welfare*, *Family, Market and Community*, OECD Social Policy Studies, No. 21, OECD
- Titmuss, R. (1974) *Social Policy*, Allen and Unwin / 三友雅夫監訳「社会福祉政策」恒星社厚生閣, 1981, 27-19p
- Vesser, Jelle and Anton Hemerijik (1997), *The Dutch Miracle*, Amsterdam: Amsterdam University Press)

(執筆担当 宮垣元)

【註】

- ^{ix} 本稿は、内容を一部再構成して、「在宅介護サービスにおける「NPO 信頼仮説」の検討」(宮垣 2000a)、及び、「NPO における相互信頼のメカニズム」(宮垣 2000b)として発表された。
- ^x こうした説明など、経済学的立場から見た NPO の存在理由の説明はワイズブラッド (1988) などを参照。また、山田 (1996)、および山内 (1997)、山内 (1999) などは、こうした従来の説明が簡潔に整理されておりわかりやすい。
- ^{xi} 本稿で使用した調査データに関し、主として公的介護保険関連の意識についての分析は「公的介護保険に関するアンケート調査」(LDI REPORT 2000. 2、ライフデザイン研究所)を参照されたい。本稿では、それとは異なる視点からの分析を行なっている。
- ^{xii} 本稿の定義にしたがえば、ここで言う「安心」とは、リスクに対するものであるという理由から「信頼」を意味していると考えられる。
- ^{xiii} ただし、そこには事業主体に対するイメージ (これも抗議の意味で信頼に含めて考えることもできるが、ここでは概念上区別している) などの別の要因を排除できないため、あくまでも代理変数であるということに注意されたい。抽象的な「信頼」概念の操作化にあたっては、より精緻なものへと改良する必要があるが、この点は今後の課題としたい。また、本調査は公的介護保険施行前に実施されたものであるが、時間の経過によって今後の消費者の選択に変化が見られる可能性も考えられる。したがって、本調査結果は、あくまでも調査時点の社会状況に依存している。
- ^{xiv} 準公共財の供給に関する「市場の失敗」「政府の失敗」については、本稿第 I 部 2 章を参照されたい。
- ^{xv} 横浜市社会福祉協議会作成資料、及び神奈川県発表資料による。
- ^{xvi} 公的介護保険の適用を受ける場合にはこの限りではない。但し、実際には、公的介護保険の適用するサービスとそうでないサービスは混在して供給される場合が少なくない。
- ^{xvii} 「コモンズ」とは本来「共有地」を意味し、私有地や公有地とは異なり、参加者が共同で利用・管理する空間や社会関係を指す。また、経済学においては、個々人の合理的な行動が結果として全体の不利益をもたらすとする「共有地の悲劇」モデルがあるが、本稿において述べている「情報のコモンズ」は、物理的な空間ではなく、情報という本来的に占有できない (占有すること自体には価値がない) ものの共有のしくみを指しており、「共有地の悲劇」モデルの示す状況にはなり得ないと考えられる。

【参考文献】

- ・ Blau, Peter M., 1964, *Exchange and Power in Social Life*, John Wiley. (居安・塩原ほか訳, 『交換と権力』, 新曜社.)
- ・ Coleman, J. S., 1990, *Foundations of Social Theory*, The Bellknap Press of Harvard University Press.
- ・ Dodd, Nigel, 1994, *The Sociology of Money*, Blackwell Publishers. (二階堂達郎訳, 『貨幣の社会学』, 青土社.)
- ・ Fukuyama, F., 1995, *Trust: The social Virtues and the creation of prosperity*, Free Press. (加藤寛監訳, 『「信」なくば立たず』, 三笠書房.)
- ・ Giddens, Anthony, 1990, *The Consequences of Modernity*, Polity Press. (松尾・木幡訳, 『近代とはいかなる時代か』, 而立書房.)
- ・ Hansman, H., 1980, "The Role of Nonprofit Enterprise", *The Yale Law Journal*, April.

-
- Hansman, H., 1996, *The Ownership of Enterprise*, Harvard University Press.
 - 金子郁容, 1998, 『コミュニティ・ソリューション』, 岩波書店.
 - Luhmann, N., 1973, *Vertrauen: Ein Mechanismus der Reduktion sozialer Komplexität*, FERDINAND ENKE VERLAG. (大庭・正村訳, 『信頼 社会的な複雑性の縮減メカニズム』, 勁草書房.)
 - 宮垣 元, 2000a, 「在宅介護サービスにおける「NPO 信頼仮説」の検討」, 『LDI REPORT 2000.11』, ライフデザイン研究所.
 - 宮垣 元, 2000b, 「NPO における相互信頼のメカニズム」, 『LDI REPORT 2000.12』, ライフデザイン研究所.
 - Putnam, R. D., 1993, *Making democracy work: Civic traditions in modern Italy*, Princeton University Press.
 - Simmel, G., 1900, *Philosophie des Geldes*, Duncker & Humblot. (居安ほか訳, 「貨幣の哲学」『ジンメル著作集』, 白水社.)
 - 田尾雅夫, 1998, 「ボランティア組織は組織か?」, 『組織科学 Vol.32 No.1』, 組織学会.
 - 富永健一, 1995, 『行為と社会システムの理論』, 東京大学出版会.
 - 富永健一, 1997, 『経済と組織の社会学理論』, 東京大学出版会.
 - Weisbrod, B. A., 1988, *The Non Profit Economy*, Harvard University Press.
 - 山内直人, 1997, 『ノンプロフィット・エコノミー』, 日本評論社.
 - 山内直人, 1999, 『NPO 入門』, 日本経済新聞社.
 - 山岡義典編, 1997, 『NPO 基礎講座』, ぎょうせい.
 - 山岡義典編, 1998, 『NPO 基礎講座2』, ぎょうせい.
 - 山岸俊男, 1998, 『信頼の構造 ところと社会の進化ゲーム』, 東京大学出版会.
 - 矢口和宏, 1998, 「福祉サービス供給におけるボランティアと非営利組織の役割」, 『福祉ミックス社会への挑戦』, 中央経済社.
 - 山田太門, 1996, 「非市場(公共)の経済」, 『公共経済学の基礎』, 有斐閣.

以上

平成 12 年度厚生科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
「持続可能なポジティブ・ウェルフェア政策の研究」（11010301）
研究報告書

研究協力者 和泉徹彦 千葉商科大学商経学部非常勤講師
慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科博士課程在

研究要旨

主任研究者である丸尾直美教授より委託を受けて、2000年9月4日～9日の日程でスウェーデンを訪問し、ヒアリング調査を実施した。スウェーデンは、1990年代初頭の金融バブル崩壊を的確な金融・財政政策の取組によって乗り切り、社会保障改革によって新たに改良された持続可能なスウェーデン・モデルを生み出しつつある。少子高齢化、高齢者介護といった日本と同様の社会保障分野の課題を抱えつつも、スウェーデンは将来に対して明るい展望を持っている。調査によって、市民が働くことで社会に貢献することを、人口問題、高齢者福祉、児童福祉、経済政策の各方面においてサポートする対応が行われていることが明らかになった。

A. 研究目的

1980年代末、高福祉高負担の福祉国家モデルの典型として注目されてきたスウェーデン・モデルの危機が指摘された。経済活力の低下や高齢化進展による社会福祉制度の維持が可能かといった疑問点が表明された。

アジア金融危機以降の経済的な混乱のスウェーデンは、1990年代初頭の金融バブル崩壊を的確な金融・財政政策の取組によって乗り切り、社会保障改革によって新たに改良された持続可能なスウェーデン・モデルを生み出しつつある。一時は8%台だった失業率も2001年1月現在では4.4%に改善し、ITに産業政策を集中した効果も現れて、再びスウェーデン・モデルの意義を高めている。

少子高齢化、高齢者介護といった日本と同様の社会保障分野の課題を抱えつつも、将来に対して明るい展望を持っているスウェーデンは、今なお注目に値する国の一つである。歴史的に世界各国の社会保障制度を研究し、部分的に取り入れながら独自の社会保障を実現してきた日本において、ポジティブな福祉社会を形成するために必要で総合的な政策立案のヒントを新しいスウェーデン・モデルに求めることができると考えられる。

B. 研究方法

ポジティブな福祉社会を形成するためには、政策的な誘導が不可欠と考えられる。単に社会保障制度の改革のみで成し遂げられるものではなく、経済政策等を含めた総合的なものである必要がある。これを実践したのが1990年代のスウェーデンであり、現実

に新たな福祉社会モデルを構築しようとしてつつある。そこで、関連分野である人口問題、経済政策、女性就労といった分野にわたって専門家からヒアリング調査を実施する。また、ヒアリングの内容を客観的に裏付ける意味で若干の統計資料等も参照する。

C. 研究結果及びD. 考察

今回の訪問では、単に社会保障分野に止まらず、人口問題、高齢者福祉、女性就労、経済政策、教育の専門家からヒアリングすることができた。

1) 人口問題

最初にスウェーデンの人口全般に関して説明する。全人口は、1999年1月時点で885万人である。この内、約790万人がスウェーデンで出生した人々であり、約95万人が国外から移民としてやってきた人々である。移民の出身地は、北欧諸国・欧州・アジアその他地域がそれぞれ30万人程度ずつとなっている。

スウェーデンの合計特殊出生率は1988年の1.97から緩やかに上昇し、1990年には2.14まで達した。しかし、その後は女性の雇用状況の悪化に伴って1998年には1.50まで低下している。1980年代後半から1990年代前半にかけて少子化傾向にブレーキをかけたことについて注目を集めているが、要因はいくつもの説明がなされており確かなものではない。有力なものとしては、女性の経済状況が少子化傾向に影響を与えているという説明がある。

1980年代、女性の雇用状況を改善するために公共セクターが積極的に女性を採用した時期があり、1990年代前半にはバブル崩壊に伴う経済不況と保守への政権交代があった。1990年代に入ってから公共セクターによる女性雇用が抑制された結果、少子化傾向が強まったという理解がされる。

スウェーデンにおける人口問題について、スウェーデン統計局SCBにおける人口問題の専門家、Höem博士(Dr. Britta Höem)を訪ねてヒアリングを行った。

スウェーデンにおける合計特殊出生率は、1990年をピークとする低下傾向から反転して近々上昇する見通しを持っている。博士は理由として、潜在的に高い出生率が不況という特殊環境で一時的に低下していたにすぎないからであるという見解を説明された。

1998年におけるスウェーデンの出生数8万9千人のうち、シングルマザーから生まれた子どもは4万9千人にのぼって過半数を占めている。この傾向は1992年を境に強まっている。文化的な違いはあるものの、女性の経済的自立とともに結婚は必ずしも出産とは関連しない事柄になってきている。

一人の女性が生涯で出産する子どもの数を表す合計特殊出生率は、平均初産年齢に依存することが知られている。20歳代前半に初産をした女性が40歳までに3人の子どもを出産するという間隔をとれば、30歳代後半に初産をした女性は1人の子どもしか出産しないという結果となる。

1981年に初めて実施された家族調査において、働く女性と専業主婦の合計特殊出生率

との間に有意な関係が見られないことが明らかになった。つまり高学歴化やモラトリアムといった要因が初産年齢を引き上げはするものの、職業生活と家族生活は両立可能なことが示された。

日本の状況との比較で考えるときに、女性が高学歴となり晩婚化傾向が強まることが少子化の要因として指摘される。少子化対策には女性が働きながら育児のできる環境を整えることが含められるのであるが、一方で女性に専業主婦の役割を負わせることが少子化対策になるという過激な主張も聞かれる。

経済的に自立しているスウェーデン女性は、経済不況の下で扶養する経済能力に不安を感じた 1990 年代を通じて出産を控えたと考えられる。そのため、平均初産年齢が上昇して合計特殊出生率を下げたと理解することができる。

博士が出生数の増加を見込む理由としては、雇用状況の改善を伴う景気回復が挙げられる。安定した雇用契約と一定就業後に得られる育児休業の権利を獲得した女性たちが出産するようになれば、出生数も増加するという見通しである。

博士は、今後 50 年程度の間スウェーデン人口は微増するという傾向を予想しており、その多くは移民受け入れによるものとしている。注意しなければならない点としては、移民は開発途上国からの出稼ぎや貧困からの脱出目的の労働者として受け入れるのではなく、スウェーデン国民の配偶者としての移民が多くを占めるだろうという見通しを持っていることである。

少子化の進行は、高齢者を支える現役世代つまり労働力人口の減少によって社会の活力が失われることを懸念させる。しかしながら、スウェーデン国民も移民によって入ってきた人々も等しく市民として社会を活性化させることができると考えているのである。

2) 高齢者福祉

Ërsta Group Home (Gruppeboende)

ストックホルム南部の Ërsta に位置するカトリック教会を中心とする施設群に含まれるグループホームを訪問した。スウェーデン国教会とは宗旨が異なる運営母体によって独自のメソッドを柱に活動している、サービスハウス、女性と子供のためのシェルター、看護大学、病院、教会などを併設した複合的な施設である。来年度以降、地方自治体からの補助金と引き替えに要介護者の受け入れをするなど、公私セクターのミックスを強める方向性が示されている。

私立の高齢者施設は、都市部を中心に増えてきており、非営利組織による運営もそのカテゴリーに含めることができる。公私セクターをミックスした福祉サービス供給は、今後重要性を増していくと見られている。

ストックホルム大学・アジア太平洋研究所の塚口先生(Dr. le Grand 塚口淑子, Stockholm Univ. Center for Pacific Asia Studies)及び高齢者福祉専門家の奥村芳孝氏からヒアリングを行い、スウェーデン在住の日本人によるスウェーデンモデルの過去と現在への評価を聞いた。

塚口先生からは以下のようなお話を伺った。現在については概ね悲観するにあらず、先行きは明るいとの感触を持っている。過去と比べれば過剰サービスの点は変化したかもしれないが、直面する局面に対してプラグマチックに対応する柔軟性があり、今後も首尾一貫とは対極にあるような政策つまりコンセンサス最優先の政策がとられていくと考えられる。

奥村氏からは、ストックホルム市における高齢者への社会サービスの決定手続きについて伺った。コミュニケーションの職員であるケアマネージャにニーズ判定権があり、ADL と痴呆の程度を考慮している。ケアマネージャには看護記録や生活状況の記録などが集約されるが、医療カルテについてはプライバシーの観点から非開示とされる。高齢者がリハビリテーションや社会サービスの支援を得て、従来と同じ生活スタイルが営めるようにすることが最大の目標として医療福祉のスタッフが連携する。

既に奥村氏によって日本に紹介されているストックホルム市の高齢者福祉視察官制度は、3年間の一区切りを迎えて、概ね良好な評価が得られたので継続される。この制度はサービスの質に対する市民の関心に応えるものとして機能し、視察官は福祉の専門家が就任している。従来からのオンブズマンが住民からの相談・苦情を業務にするのに対して、視察官は個々のサービス事業者を監査する。地方分権化が進んでいるため、他のコミュニケーションが横並び的に視察官制度を導入する動きはみられない。

スウェーデンにおける社会サービスを報告するときの注意として、地方分権化によってコミュニケーションごとに時にはディストリクトごとに提供するサービスのメニューは異なり、個々の事業者のサービスの内容も異なるのが実状であることを忘れてはならない。いくつかの高齢者施設の特徴をもって、スウェーデンの福祉として紹介することは読み手を惑わせることに他ならない。

3) 児童福祉

ストックホルム市北部 Akala にある学童保育センター Akala Leisure Time Center (Fritidshem) を訪問した。所長の Taliaferro 女史 (MS Karin Taliaferro) に、施設を案内してもらおうとともに、社会的保育サポートの現状を説明してもらった。

Akala は移民をバックグラウンドに持つ世帯が公営住宅に入居している比率が大きい地区である。放課後の学童保育ニーズは比較的高い地区と言える。

隣接した小学校に通う児童 400 人のうち 7~9 歳の 120 人が学童保育センターに来ている。保育所は保育に欠けるというニーズが必要だが、ストックホルム市の学童保育センターに関しては入所に制限は無く、待機児童もいない。費用は保護者の所得による応能負担であるため、水準を示すことはできない。概ね小学校区に一つずつの学童保育センターが設置されており、小学校とは緊密に連携をとっている。

プログラムとしては、動的で身体を使って遊ぶクラスと静的でおとなしく遊ぶクラスを設けている。児童はどちらのクラスに参加しても良いし、随時移動することは自由である。